

## 稚内市地域公共交通活性化協議会副会長の選任及び監査の指名について

稚内市地域公共交通活性化協議会規約第9条第1項の規定に基づき副会長を指名するとともに、規約第8条第3項の規定に基づき監査を任命する。

- ・副会長 遠藤 孝夫 委員（稚内北星学園大学）
- ・監査 岩間 史樹 委員（稚内観光協会）

### 【参 考】

稚内市地域公共交通活性化協議会規約

（会長）

第8条 会長は、稚内市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の監査を委員の中から任命する。

（副会長）

第9条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

（監査）

第10条 監査は、協議会の会計監査を行う。

2 監査は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。